

令和 3 年 監 査 公 表 第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項の規定に基づき実施した令和 3 年度定期監査（教育部）の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 3 年 12 月 3 日

大野城市監査委員 堀 政 寛
大野城市監査委員 田 中 健 一

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

教育部（教育政策課、教育振興課、教育指導室、スポーツ課、ふるさと文化財課）

(2) 監査の範囲

令和3年度（令和3年9月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和3年10月12日（火）～ 令和3年11月26日（金）

11月5日（金） 定期監査に関する協議

11月8日（月） 教育政策課

11月9日（火） スポーツ課、教育指導室

11月10日（水） ふるさと文化財課、教育振興課

11月26日（金） 講評

(4) 監査の方法

今回の監査にあたっては、あらかじめ対象課に予算執行状況等の資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、各課が担当する事務事業が当初の目的に沿って、適時・適正に運営されているかどうかの監査を行うとともに、備品検査も併せて実施した。

[提出資料]

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細書
- (7) 公有財産調べ
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金・補助金・交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳調べ
- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書

- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳

2. 監査の結果

監査対象課における事務の執行及び事業の管理は、概ね適正に執行されていると認められた。

3. 報告事項

今回の監査は、令和3年9月末における令和3年度の予算執行状況及び事業の成果について、共通調査事項と個別調査事項に分け、事前通知を行い実施した。

[共通調査事項]

- (1) 令和3年度各課が分掌する事務の概要について
- (2) 令和3年度主要施策事業の進捗状況について
- (3) 令和3年度歳入・歳出予算の執行状況について
- (4) 備品管理状況について

以上の事項の調査の結果、各課の令和3年度主要施策事業の進捗状況は、概ね堅実であり、効率的な運営がなされていると認められた。また、会計事務の処理においても概ね適正であると認められた。

[個別調査事項]

各課（室）の個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【教育部教育政策課】

〈歳入について〉

- (1) その他行政財産目的外使用料（平野中学校売店）

〈歳出について〉

- (1) 学校給食材料定期点検料
- (2) 給食調理用大型備品購入費

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 大野城市学校給食会補助金

〈工事台帳調べについて〉

- (1) 大野小学校正門門柱補修他工事

〈委託料調べについて〉

(1) 令和3年度児童生徒尿検査業務

以上の個別調査事項に関し説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【教育部教育振興課】

〈歳入について〉

- (1) 修学旅行キャンセル料等補助金返還金

〈歳出について〉

- (1) オンライン授業用モバイルルーター購入

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 大野城市立中学校体育・文化部活動費等助成事業補助金
(2) 中学校吹奏楽部合同演奏会補助金

〈委託料調べについて〉

- (1) 留守家庭児童保育所・ランドセルクラブ運営業務（南地区）
(2) P T C A活動推進事業ランドセルクラブ運営管理業務

以上の個別調査事項に関し説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【教育部教育指導室】

〈歳出について〉

- (1) 学校運営協議会委員報酬【大野小書面開催第1回】
(2) 小学校スクールアドバイザー謝礼金（大野小・大城小）

〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉

- (1) 特別支援学級校外活動事業補助金（大野小）

〈委託料調べについて〉

- (1) 小中学校外国語指導助手（A L T）派遣業務

以上の個別調査事項に関し説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【教育部スポーツ課】

〈歳入について〉

- (1) 不動産売払収入（中二丁目522番6他2筆）

〈歳出について〉

- (1) 社会体育施設修繕料（赤坂テニスコート管理棟床改修）
- 〈公有財産購入一覧表について〉
- (1) 赤坂テニスコート用地購入
- 〈負担金、補助金、交付金に関する調べについて〉
- (1) スロージョギングアドバンス資格認定講習会負担金
- 〈委託料調べについて〉
- (1) 小学校（南地区）プール開放運営管理業務

以上の個別調査事項に関し説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

【教育部ふるさと文化財課】

- 〈歳入について〉
- (1) 御供田遺跡発掘調査受託事業収入
- 〈歳出について〉
- (1) 講師謝礼金 古文書入門講座7月分
 - (2) 保護啓発印刷製本費（九州古墳カード印刷業務）
 - (3) 文化財施設修繕料（善一田古墳公園看板修繕業務）
- 〈委託料調べについて〉
- (1) 19大野城跡トイレ等施設管理業務
 - (2) 牛頸収蔵庫民具資料燻蒸業務

以上の個別調査事項に関し説明を受け、関係書類により内容を確認したところ、概ね適正であると認められた。

各課の個別調査事項についての講評は、以上のとおりであり、今回の講評に関して、後日、措置状況の報告を求める特段の重要な事項はない。

なお、監査中に行った事務上の注意や改善を求めた事項については、速やかな対応をお願いします。

4. 結び

定期監査を行うに当たっては、地方自治法第2条第14項に定められている「住民の福祉の増進に努めること」、「最少の経費で最大の効果を挙げること」が実践されているかという視点で、各事業の根拠、事務処理の進め方、予算の執行・管理、また、事業の実績や効果等について意を用いて実施した。

今回の定期監査の結果、いずれの課（室）もそれぞれの業務に真摯に取り組まれ、その事務の執行は、概ね適正かつ効率的に行われていると認められた。これは、日頃から職員一人ひとりがその責務を十分に自覚し、熱意をもって職務の遂行に取り組まれた結果であると思われる。

令和3年度上半期においては、新型コロナの拡大に伴い、前年度から引き続き相次ぐ小中学校の臨時休校や、長期に渡る緊急事態宣言等により、教育委員会関係職員への事務の過大な負担はもとより、本市の児童・生徒の学習・生活面等に多大な影響を及ぼすこととなった。現在、感染者は減少しているものの、未だ完全終息とは言い難い状況の中、学校行事の中止・縮小や教育機会の減少により、子ども達の学習習慣や学習環境に大きな変化が生じたことによる、いわゆる「教育格差」の拡大が懸念される。

こうした状況の中、教育部は本市の全ての小中学校の児童生徒に対し、コンピュータ整備をはじめとする学習環境面の強化や改善に取り組まれる等、児童生徒の総合的な支援の充実や、「大野城跡」や「善一田古墳群」等の多くの史跡等の保存・継承・活用の推進などの取り組み等が行われていた。

教育は、いつの時代においても社会全体の基盤であり、学校教育はもとより、幅広い教育施策の推進に引き続き努めていただくことを期待する。